

第60号議案

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

1 管理を行わせる施設

- (1) 名 称 海浜公園有料公園施設（海浜公園水泳プール）
所在地 芦屋市浜風町30番1号
- (2) 名 称 朝日ヶ丘公園有料公園施設（朝日ヶ丘公園水泳プール）
所在地 芦屋市朝日ヶ丘町11番11号

2 指定管理者

名 称 セントラルスポーツ株式会社
所在地 東京都中央区新川1丁目21番2号
代表者 代表取締役 後藤 聖治

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設の指定管理者の候補者の
選定経過について

1 募集について

- (1) 周知方法 「広報あしや」6月号及び芦屋市ホームページ等
- (2) 募集要項配布期間 令和5年5月22日から令和5年6月22日まで
- (3) 現地説明会 令和5年6月5日
- (4) 申請受付期間 令和5年5月22日から令和5年6月22日まで
- (5) 申請団体 株式会社エヌ・エス・アイ
(50音順) セントラルスポーツ株式会社
株式会社linkworks

2 選定について

- (1) 指定管理者選定・評価委員会（海浜公園有料公園施設等）の設置
委員長 倉本 宜史 京都産業大学経済学部 准教授
副委員長 和田 由佳子 順天堂大学スポーツ健康科学部 准教授
委員 豊田 孝二 アクシア法律会計事務所 弁護士・公認会計士
委員 藤川 千代 藤川公認会計士事務所 公認会計士
委員 山本 達三 びわこ成蹊スポーツ大学スポーツ学部 教授
- (2) 委員会の開催
第1回（令和5年5月8日） 募集要項及び業務仕様書について説明、選定基準及び審査要領について協議及び決定
第2回（令和5年7月10日） 書類審査並びに面接審査の実施方法について協議及び決定
第3回（令和5年7月24日） 書類審査及び面接審査並びに候補者の選定

3 選定基準について

60-223頁「海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準」のとおり

4 選定方法について

上記選定基準に基づき、法人から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い、選定した。

(1) 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、提出された申請書類により選考し、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とすることとした。

ア 提案した額が予定価格を超える法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

(2) 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定した。

5 審査結果（1, 300点満点）

セントラルスポーツ株式会社 1, 113点（候補者）

株式会社エヌ・エス・アイ 1, 064点（次点候補者）

株式会社linkworks 986点

募集要項

1 指定管理者の募集について

海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設（以下「施設」という。）について施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市都市公園条例（昭和40年条例第13号）第15条第1項の規定により広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 業務概要

(1) 施設の概要

①海浜公園有料公園施設

ア 所在地及び施設概要

(ア) 所在地 芦屋浜風町30番1号

(イ) 面積 14,346.75 m²（ただし、海浜公園全体の面積）

(ウ) 主な施設

a 屋内プール施設、屋外プール施設、機械設備、倉庫

b 管理事務所

c 駐車場

(エ) 図面（募集要項末尾に添付）

a 海浜公園有料公園施設位置図

b 海浜公園有料公園施設平面図

c 管理箇所位置図

イ 供用日時

(イ) 供用日時

施設名	供用日	供用時間		
		月～金曜日	土曜日	日曜日・休日
屋内プール	4月1日～12月26日 1月5日～3月31日	10:00～21:00		9:00～18:00
屋外プール	7月1日～8月31日	10:00～18:00	9:00～18:00	
駐車場	4月1日～3月31日	0:00～24:00		

(イ) 供用日時の変更

供用日時は、教育委員会の承認により変更することができます。

応募に当たっては現在の供用日時を維持することを必要条件としますが、それ以外の提案（時間延長等）も可能です。

ウ 有料施設の利用料金

条例で定めている利用料金は下記のとおりです。

指定管理者は、当該利用料金等に代えて教育委員会の承認を得て利用料金を定めるものとします。

なお、利用料金については、指定管理者の創意工夫により条例で定める料金を上限として割引料金、季節料金等の設定などもできますのでご提案ください。

また、条例改正により利用料金を変更した場合は、指定管理料や修繕積立金の変更について、別途協議するものとします。

募集要項

(7) 有料施設を利用する場合

施設名	区分	利用料金		超過料金
屋内プール	一般	大人 中学生以上	1回 810 円	
		小人 4歳以上小学生以下	1回 400 円	
	回数券 購入日から 3か月有効	大人 中学生以上	11回分 8,140 円	
		小人 4歳以上小学生以下	11回分 4,070 円	
	1月使用券 購入日から 1か月有効	大人 中学生以上	1月 6,510 円	
		小人 4歳以上小学生以下	1月 3,250 円	
屋外プール	一般	大人 中学生以上	1回 400 円	
		小人 4歳以上小学生以下	1回 200 円	
	専用	2時間 61,110 円 2時間未満は2時間とする		1時間増すごとに 30,550 円 1時間未満は1時間とする
駐車場	一般	30分 100 円 施設利用者に限り 30分以内無料		30分増すごとに 100 円 午前 8 時から翌日の午前 8 時までの間は 600 円を上限とする

(イ) 利用料金の減免

a プール施設

項目	減免割合
教育委員会が特に必要と認めたとき。	10 割
市内に居住する 65 歳以上の者（屋内プール利用時のみ）	5 割
市内に居住する身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者及び同手帳に第 1 種の記載のある者の介護者 1 人（屋内プール利用時のみ）	5 割
市内に居住する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び介護者 1 人（屋内プール利用時のみ）	5 割
市又は教育委員会が主催して事業又は行事を行うとき。	3 割
市立学校園が全校行事を行うとき。	3 割
市が育成する公共的団体が設立目的遂行のための事業又は行事を行うとき。	3 割

b 駐車場

項目	減免割合
市長が特に必要と認めるとき。	10 割

募集要項

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者若しくは療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が駐車場を利用するとき。ただし、当該駐車場を設置する都市公園の有料公園施設を利用する場合に限る。	10 割
--	------

②朝日ヶ丘公園有料公園施設

ア 所在地及び施設概要

- (ア) 所在地 芦屋朝日ヶ丘町 11 番 11 号
- (イ) 面積 9,883 m² (ただし、朝日ヶ丘公園全体の面積)
- (ウ) 主な施設
 - a 屋外プール施設、機械設備、倉庫
 - b 管理事務所
- (エ) 図面 (募集要項末尾に添付)
 - a 朝日ヶ丘公園有料公園施設位置図
 - b 朝日ヶ丘公園有料公園施設平面図
 - c 管理箇所位置図

イ 供用日時

- (ア) 供用日時

施設名	供用日	供用時間	
		月～金曜日	土曜日・日曜日・休日
屋外プール	7 月 1 日～8 月 31 日	10 : 00～18 : 00	9 : 00～18 : 00

(イ) 供用日時の変更

供用日時は、教育委員会の承認により変更することができます。

応募に当たっては、現在の供用日時を維持することを必要条件としますが、それ以外の提案(時間延長等)も可能です。

ウ 有料施設の利用料金

条例で定めている利用料金は下記のとおりです。

指定管理者は、当該利用料金等に代えて教育委員会の承認を得て利用料金を定めるものとします。

なお、利用料金については、指定管理者の創意工夫により条例で定める料金を上限として割引料金、季節料金等の設定などもできますのでご提案ください。

また、条例改正により利用料金を変更した場合は、指定管理料や修繕積立金の変更について、別途協議するものとします。

(ア) 有料施設を利用する場合

施設名	区分	利用料金		超過料金
屋外プール	一般	大人 中学生以上	1 回 480 円	
		小人 4 歳以上小学生以下	1 回 240 円	
	専用	2 時間 72,000 円 2 時間未満は 2 時間とする		1 時間増すごとに 36,000 円 1 時間未満は 1 時間とする

募集要項

(イ) 利用料金の減免

項目	減免割合
教育委員会が特に必要と認めたとき。	10割
市又は教育委員会が主催して事業又は行事を行うとき。	3割
市立学校園が全校行事を行うとき。	3割
市が育成する公共的団体が設立目的遂行のための事業又は行事を行うとき。	3割

(2) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを有料公園利用者に提供するとともに管理運営費の節減を図ることを期待しています。

ア 基本方針

施設は市民のスポーツ活動や憩いの場として親しまれています。

一方、海浜公園有料公園施設の駐車場部分は常時開放施設であることに加え、海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設のプール部分は住宅地と近接しているため利用者や近隣住民の声を大切にしながら有料公園施設の特性に合わせた管理運営を行ってください。

※朝日ヶ丘公園有料公園施設の駐車場部分は住宅地と近接し近隣住民からの苦情が後を絶たないため使用禁止とします。

イ 維持管理方針

施設や設備については、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に保持し、施設利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適正な管理と保守点検を行ってください。

植栽管理については、原則、仕様書を基本に、より質の高い適正な維持水準を保てるよう必要な管理を行ってください。

ウ 施設の運営方針

市民の多様なニーズに応えるため、常に施設利用者の声を聴取し、反映できるものは取り入れてください。

施設利用の活性化を図るため、運営面において、市民参加・市民協働の実現と諸活動の育成・支援に努めてください。

エ 法令等の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

次の法令等を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行ってください。

- (ア) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行細則
- (イ) 地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- (ウ) 最低賃金法、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- (エ) 芦屋市都市公園条例、芦屋市都市公園条例施行規則、芦屋市朝日ヶ丘公園水泳プール及び海浜公園水泳プールの管理運営に関する要綱、兵庫県が定める遊泳用プール指導要綱
- (オ) 個人情報の保護に関する法律
- (カ) その他関係する法令等

3 業務内容

(1) 業務内容

指定管理者は以下の業務を行うこととします。

ア 施設全般の管理運営に関する業務

- (ア) 施設の経営マネジメント業務

募集要項

- (イ) 施設の総務・経理業務
 - (ロ) 施設の集客促進業務
 - (ハ) 防火管理
 - (ニ) 備品の管理
 - (ホ) 事業報告書の作成及び提出
 - (ヘ) 業務日誌の作成及び月報の提出
- イ 有料公園施設の管理運営に伴う業務
- (ア) 受付及び案内
 - (イ) 利用料金の徴収
 - (ロ) 利用者の誘導、整理及び安全確保
 - (ハ) 傷病者等の救護措置、状況報告等
 - (ニ) 利用状況の集計及び報告
 - (ホ) 備品の管理
- ウ 建物及び附属設備の維持管理業務
- (ア) 運転監視及び保安業務
各施設を安全かつ効率よく運転・監視するとともに、適切な保安業務を実施してください。
 - (イ) 清掃等
常に施設の環境を良好に保ってください。
 - (ロ) 建物の維持管理
常に建物を良好に維持してください。
 - (ハ) 設備・機械等の保守点検
必要に応じ、設備・機械等の保守点検を実施してください。
 - (ニ) 駐車場の管理
路上駐車などの注意の呼びかけ及び混雑時には整理・誘導を行ってください。
 - (ホ) 消耗品の補充等
施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行ってください。
- エ その他の業務
- (ア) B&G 財団に関する業務
 - a 別添、B&G 財団芦屋海洋センター施設等無償譲渡契約書の譲渡条件を履行してください。
 - b 海浜公園有料公園施設において、B&G 財団からイベントを主催する申し出があった場合は、優先的に対応をしてください。
 - (イ) 市立学校園等への施設開放に関する業務
海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設において、市立学校園等から専用利用の申請があった場合は、市と協議のうえ対応をしてください。
- オ 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業等）
- (ア) 施設の利用を図るため、施設を活用した事業を、指定管理者の経費負担により実施してください。
 - (イ) 施設を活用した事業の企画・運営に当たっては、地域住民や市民との協働事業を積極的に実施してください。
ただし、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動は禁止です。
 - (ロ) 事業の実施に当たっては、事業計画を事前に市に提出し承認を得てください。
 - (ハ) 自主事業に係る参加費を参加者より徴収する場合は、これを指定管理者の収入とします。
 - (ニ) 自動販売機を設置する場合は、教育委員会の許可が必要です。別途、使用料を徴収します。

募集要項

- (カ) 売店を出店する場合は、教育委員会の許可が必要です。別途、使用料を徴収します。
- (キ) 海浜公園有料公園施設の屋内プールで自主事業等を実施する場合、一般利用者のためのコースを必ず2コース以上確保してください。

カ 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を市長宛に提出するほか、管理運営の状況について毎月、市に報告しなければなりません。

キ 市等の主催等の行事に関する事業

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設を使用した市等が主催する行事の受け入れ及び運営に協力してください。

(2) 業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。

その場合は、市内企業育成等のため、市内の企業を最優先として活用してください。

4 応募資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無は問いません。ただし、個人は対象となりません。

(1) 単独の法人等で申請する場合

兵庫県又は大阪府内に本社、支社、営業所等の事業所があること。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合は、次の条件の全てに該当しなければなりません。

ア 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出していること。

イ 連合体構成法人等のいずれも上記(1)の条件を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

ア 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

イ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができません。

(4) 欠格事項

次に該当する法人等は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者

イ 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等措置を受けている者、またはそれに準じるもの。

ウ 連合体構成法人等又はその代表が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）又は指定管理者としてふさわしくない者

エ 法人税、消費税、地方消費税、府県民税及び市町村民税を滞納している者

オ 本市、他の自治体を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けた者

カ 本市、国や県等の公的機関による許認可取り消し等の行政処分及び業務改善等の行政指導を過去3年以内に受けている者

キ 指定管理業務に関連する業務に係る訴訟が係属中のもの及び過去3年以内に敗訴している者

(5) 連合体構成法人等の構成員の変更

連合体で応募する場合、代表する法人等及び連合体構成法人等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。

募集要項

その場合には、連合体の協定書のほか、必要に応じ応募書類の再提出を求めます。

- (6) 申請する法人等（連合体の一部を含む）が、指定期間中に合併、その他の事由により法人等の名称、形態が変更となることがあらかじめ見込まれる場合には、必要に応じ追加の書類の提出を求めます。

5 応募方法

(1) 応募書類

応募に当たっては、申請時に正本1部、副本5部（副は複写でも可）及び応募書類の「ワードデータ（パスワードを設定してください）」の入ったCD等を提出していただきます。

提出の際に、パスワードをお伝えください。

ア 海浜公園有料公園施設等指定管理者指定申請書（様式1）

- (ア) 連合体応募の場合は構成団体表及び連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）

*代表者の権限や構成団体の役割分担及び責任分担等を明記してください。

- (イ) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類

イ 海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設事業計画書（様式2）

- (ア) 管理運営に当たっての基本方針

- (イ) 管理体制

日常の管理体制（常駐者）が分かるように記載してください。（非常駐者は、その旨を明示してください。）

- (ウ) 施設の維持管理

- (エ) 施設運営の取組

- (オ) 収支計画

収支計画は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間について、毎年度の経費で算出してください。

- (カ) 人件費及び損害保険料内訳

ウ 指定管理者の申請に係る誓約書（様式3）

エ 添付書類

- (ア) 定款、寄附行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）

- (イ) 法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人のみ）

- (ウ) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の各納税証明書

- (エ) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書

- (オ) 直近3年間の法人等の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、法定監査を受けた場合の監査報告書）

- (カ) 法人等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

- (キ) 事業実績等の概要が分かるもの

- (ク) 代表者履歴、役員名簿

- (ケ) その他本市が必要と認めた書類等

連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等について、上記の添付書類を提出してください。

(2) 募集要項の配布

募集要項を令和5年5月22日（月）から6月22日（木）までに市ホームページからダウンロードしてください。

(3) 現地説明会

募集要項

令和5年6月5日（月）午前10時から海浜公園有料公園施設で、令和5年6月5日（月）午後2時から朝日ヶ丘公園有料公園施設で現地説明会を開催します。

参加を希望される場合は、令和5年6月1日（木）までに申込書をメールにてスポーツ推進課代表アドレス（sport@city.ashiya.lg.jp）まで送信してください。

※応募を予定される申請者については、現地説明会への参加を原則とします。やむを得ず現地説明会に参加できない場合は、応募書類提出までに、スポーツ推進課で応募要項に関する説明を受けて頂くようお願いいたします。

(4) 応募書類の受付

応募書類は令和5年5月22日（月）から6月22日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。）受付します。

ア 受付場所 社会教育室スポーツ推進課

イ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分を除く。）

なお、提出期限後の変更及び追加は認めません。

ウ 応募書類等は必ず持参してください。

エ 応募に要する経費については、申請者の負担とします。

オ 本市が必要と認めるときは、期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。

カ 提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

キ 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

ク 申請書類の作成に用いる単位は計量法に定めるものとし、使用通貨は日本円、使用言語は日本語とします。時刻は、日本標準時とします。

(5) 質問及び質問に対する回答

ア 質問の方法

質問の要旨を簡潔にまとめ、海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設指定管理者募集要項に関する質問書（様式4）をメールで送信してください。

イ 質問の受付期間

令和5年5月22日（月）から6月5日（月）午後5時30分まで受付します。

ウ 質問の受付

芦屋市教育委員会教育部社会教育室スポーツ推進課

メールアドレス：sport@city.ashiya.lg.jp

エ 質問に対する回答の方法

市ホームページに回答を記載します。最終回答は令和5年6月12日（月）までに行います。

なお、質問内容が法人等独自の提案に係ると本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答します。

6 指定管理候補者選定の基準等

(1) 選定方法

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定・評価委員会で、書類審査及び面接審査により選定します。

審査は、Web会議システムを利用する場合があります。

選定・評価委員会の開催要旨、審査過程の概要（選定方法、応募団体名等）、選定基準はホームページ等で公表します。

(2) 面接審査

書類審査の結果、面接審査を実施します。

募集要項

面接を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 選定基準

選定・評価委員会は、次の項目を基本に、公平かつ適正に審査し、選定します。

ア 管理運営に当たっての基本方針

- (ア) 管理運営を行うに当たっての基本方針について
- (イ) 団体の理念及び運営方針について
- (ウ) 団体の業務推進能力について

イ 管理体制

- (ア) 管理体制について
- (イ) 緊急時の対応について

ウ 施設の維持管理

- (ア) 施設管理の基本事項について
- (イ) 施設の安全対策について

エ 有料施設の管理運営

- (ア) 有料施設の管理運営について
- (イ) 個人情報保護の措置について

オ 運営の取組

- (ア) 管理の質・利用者サービスの向上の取組について
- (イ) 不法行為等への取組について
- (ウ) 市民参加・市民協働への取組について
- (エ) スポーツ推進実施計画への取組について
- (オ) B&G 財団への取組について
- (カ) 自主事業への取組について

カ 収支計画

指定管理料の予定価格は、年平均 1,967 千円（税込）であり、応募者が提案した額がこの金額を上回る場合は失格とします。

また、指定管理料を必要とせず、修繕積立金を納付できる場合は、その額について提案してください。

- (ア) 収支計画の提案に工夫が見られるか
- (イ) 収支計画の積算の根拠が明確になっているか
- (ウ) 適正な人件費になっているか
- (エ) 適正な損害保険加入になっているか
- (オ) 適正な指定管理料になっているか
- (カ) 適正な修繕積立金になっているか

(4) 選定結果

応募された法人等（連合体を含む。）に、文書で選定結果を通知します。応募された法人等については、法人等名、審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。

(5) 選定後の提出書類

指定管理者の候補者については役員等が暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書、役員名簿（様式6）、法令遵守誓約書（様式7）及び利用料金承認申請書（様式8）を協定締結前までに提出してください。

連合体構成法人等の応募の場合は、連合体構成法人等を構成する全ての法人等分を提出してください。

募集要項

い。

7 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定管理者の候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定管理者の候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定する場合があります。

なお、指定管理者の候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

※ただし、この期間は市議会での議決により確定します。

(4) 収支計画

必要な管理運営費について、応募者は事業計画書に提案額を記載してください。提案額を踏まえ、年度ごとに市の予算の範囲内で協議を行い、協定を締結します。

ア 負担区分

海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設の管理運営に必要な経費は、市が別途措置する修繕費及び備品購入費以外については、全て指定管理者の負担となります。

なお、海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設の管理運営に当たっては、主として次表の経費が必要となります。

区分	詳細内容
人件費	従業員給料、社会保険料等
修繕費	施設・設備の修繕等
光熱水費	電気、ガス及び上下水道使用料
設備保守等	消防設備、電気設備、簡易専用水道設備、空調設備、制御設備等の保守点検、法定点検手数料等
清掃・植栽・点検等	清掃、植栽・花壇育成管理、巡回点検等
事務局費	印刷製本費、通信運搬費、旅費、消耗品費、事務機器リース料等
一般管理費	本部（本社）経費
その他	保険料、公課費等、備品購入費

イ 指定管理料、修繕積立金の支払い

指定管理料が発生する場合は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、四半期毎に支払います。

修繕積立金が発生する場合は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、年度末までにお支払いください。

ウ 管理口座

募集要項

経費は、法人等自身の口座とは別に指定管理業務専用口座を設けて行ってください。

(5) 有料施設の利用料金

有料施設の利用料金は、指定管理者の収入として取り扱います。

また、指定管理者となった法人等は、芦屋市と利用料金額の設定等に係る協議を行い、条例の範囲内で利用料金額を決定します。

8 スケジュール

募集の開始：令和5年5月22日（月）

募集要項等配布期間：令和5年5月22日（月）～6月22日（木）

現地説明会：令和5年6月5日（月）

質問事項の受付期間：令和5年5月22日（月）～6月5日（月）

質問の回答：令和5年6月12日（月）まで

応募書類受付期間：令和5年5月22日（月）～6月22日（木）

募集の終了：令和5年6月22日（木）

選定結果の公表、応募者への通知：令和5年8月上旬

市議会における議決：令和5年9月中旬

指定管理者の指定(告示)：令和5年10月中旬

協定の締結：令和6年3月

業務引継ぎ：令和6年3月

管理の開始：令和6年4月1日

9 応募に関する留意事項

(1) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当する場合には失格とし、審査の対象から除外します。

また、連合体で申請する場合には、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ この要項に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合

エ その他不正行為があった場合

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は芦屋市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除き、公表することがあります。

企業秘密等については、市が決定して秘匿します。

なお、指定管理者を指定する議案資料には、原則として、全ての応募された法人等の事業計画書を掲載します。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出してください。

(4) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(5) 応募時に既に団体名称等のほか、合併その他の事由による団体の形態・性格等の変更の予定がある場合は、必ず事業計画等に記載すること。

募集要項

例：「株式会社〇〇」（新社名 △△株式会社 令和●年●月●日に商号変更予定）

10 指定管理者制度に関する留意点

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度ごとに次年度の年次事業計画書を次年度の開始1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

また、年次事業計画書に記載された講習会、イベントなどについては、個別事業計画書を、実施日（募集開始日を含む。）の1月前までに市に提出し、承認を受けるものとします。

(2) 管理状況の確認調査及び評価

市は、協定に従い適正かつ確実な管理が実施されているかどうか、安定的継続的に管理業務の提供が可能な状態にあるかどうか等、管理状況について随時又は定期的な確認調査を行うとともに年度終了後の事後評価を実施します。

指定管理者は、毎月 monthly 月次報告書、年度終了後に事業報告書を提出するものとし、確認調査及び事後評価に協力していただきます。

また、指定期間中に第三者による評価を実施します。なお、調査については、人事・経理に係る帳簿、契約書類等を対象とします。

評価結果については、市が別に定める様式によりホームページ等で公表します。

(3) 経営状況の確認

経営の健全性を証するため、指定管理者が会社法、特定非営利活動促進法及びその他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を、指定管理者の毎事業年度終了後3か月以内に市に提出するものとし、確認調査に協力していただきます。

(4) 利用者アンケート調査

指定管理者は、利用者等の意見及び要望を把握するため、市と協議した様式により継続的に、利用者等を対象としてアンケート調査を実施することとします。

調査結果について分析及び評価を行い、その後の管理業務への反映に努めるものとします。

また、その内容を施設内に掲示するとともに、市にその結果を報告していただきます。

(5) 指定の取消し等

指定管理者の候補者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないと認められるとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき、指定期間中に暴力団等の介入が認められたとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。

この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

(6) 施設において発生した事故への対応

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。

(7) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講ずることとします。

募集要項

指定管理者は、個人情報の保護に関して、研修等に参加させるとともに、施設従事者に対し必要な研修を実施することとします。

(8) 情報公開

芦屋市情報公開条例の趣旨に基づき、その管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

また、市から海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設に関する文書であって市が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、提出に応じるよう努めるものとします。

(9) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領した文書等は芦屋市文書取扱規程（平成 19 年訓令甲第 6 号）（及び芦屋市教育委員会文書管理規則（昭和 43 年教育委員会規則第 11 号））に基づき、適正に管理・保存するものとします。

(10) 内部通報処理の仕組みの整備

指定管理者は、公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）により、通報・相談窓口の設置内部規程の整備を行う必要があります。

(11) 使用許可等

指定管理者は、条例の規定に基づき使用許可等の行政処分を行うことができますが、芦屋市行政手続条例における「行政庁」に相当することとなるため、当該処分について、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。

(12) 防犯カメラ

指定管理者は、芦屋市庁舎内の防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第 3 条に規定する管理責任者を置き、要綱の規定に基づきその管理を行うための必要な措置を講ずるものとします。

(13) 公租公課の取扱い

本件により指定管理者が管理することとなる施設について、法人市民税、事業所税、新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度採用の有無）により行うこととなります。

利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。

事前に必ず確認するなどして注意願います。（詳しくは市課税課固定資産税係（0797-38-2017）まで相談してください。）

なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(14) 避難所等

海浜公園有料公園施設駐車場は、地震、大火災などの災害発生時には、芦屋市地域防災計画において応急仮設住宅の建設予定地として想定されていることから、応急仮設住宅に関する協定の締結に関する協議を求めることがあります。

(15) その他施設の維持管理費の縮減に係る積極的な提案

指定管理者は、その他施設の維持管理費の縮減に係る事項について市に積極的に提案すること。

また、今後、市がネーミングライツ等の維持管理費の縮減に係る制度を導入する場合は協力すること。

(16) 芦屋市情報セキュリティ実施手順の遵守

指定管理者が、業務上本市が導入するシステムを利用する必要がある場合は、『芦屋市情報セキュリティ実施手順（利用者編）要約版』を遵守すること。

募集要項

1 1 問合せ先

〒659-0072

芦屋市川西町15番3号

市立体育館・青少年センター3階

芦屋市教育委員会教育部社会教育室スポーツ推進課

Tel (0797) 22-7910

Fax (0797) 22-1633

E-mail sport@city.ashiya.lg.jp

<参考>

海浜公園有料公園施設管理運営費（消費税相当額を含む。）

(単位：円)

項目 (収入)	決算額			予算額
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料収入	-	-	-	-
利用料金収入	30,574,160	21,367,840	27,936,610	38,320,000
駐車場収入	4,880,740	4,921,480	5,377,776	5,377,776
自主事業収入	73,803,811	65,168,620	88,372,700	101,597,500
目的外	9,846,626	6,918,507	3,414,150	950,000
その他収入	-	4,014,498	-	-
計	119,105,337	102,390,945	125,101,236	146,245,276

(単位：円)

項目 (支出)	決算額			予算額
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	38,764,664	24,600,362	30,909,133	35,033,000
事務費	-	2,224,993	4,035,276	7,154,066
管理費	7,546,951	2,894,791	6,260,072	12,602,000
光熱水費	7,502,486	4,928,431	8,011,714	12,179,000
その他	6,171,200	2,589,943	3,348,627	6,571,926
自主事業費	54,169,840	48,466,496	52,215,566	54,651,691
目的外支出	6,177,806	5,607,657	1,159,829	522,300
修繕積立金	10,040,000	10,040,000	10,040,000	10,255,556
計	130,372,947	101,352,673	115,980,217	138,969,539

朝日ヶ丘公園有料公園施設管理運営費（消費税相当額を含む。）

(単位：円)

項目 (収入)	決算額			予算額
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	-	-	-	-
利用料金収入	3,253,600	4,099,920	4,604,160	4,889,000
自主事業収入	7,539,900	328,300	1,734,800	1,808,000
目的外	1,508,750	1,664,590	274,650	70,000
計	12,302,250	6,092,810	6,613,610	6,767,000

(単位：円)

項目 (支出)	決算額			予算額
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	11,835,300	6,626,219	7,786,952	6,778,500
事務費	-	260,221	231,290	2,088,554
管理費	217,128	825,277	330,946	1,131,000
光熱水費	2,091,774	2,631,498	2,596,066	2,693,000
その他	156,230	184,644	513,428	314,383
自主事業費	6,446,936	273,520	379,788	1,015,257
目的外支出	1,141,999	1,210,696	66,170	22,043
計	21,889,367	12,012,075	11,904,640	14,042,737

令和元年度海浜公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋内プール		屋外プール	
		利用者数	減免者数	利用者数	減免者数
4月	25	2,157	1,524	-	-
5月	28	3,058	1,859	-	-
6月	26	4,350	1,762	115	0
7月	31	4,116	2,250	6,543	0
8月	30	4,649	1,840	10,461	0
9月	27	3,505	1,870	208	0
10月	28	2,330	1,781	-	-
11月	27	1,816	1,572	-	-
12月	24	1,406	1,254	-	-
1月	24	1,856	1,388	-	-
2月	25	2,175	1,526	-	-
3月	2	146	109	-	-
合計	297	31,564	18,735	17,327	0

令和2年度海浜公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋内プール		屋外プール	
		利用者数	減免者数	利用者数	減免者数
4月	-	-	-	-	-
5月	-	-	-	-	-
6月	25	3,109	1,078	-	-
7月	31	4,044	1,424	2,534	52
8月	31	4,652	1,499	12,031	350
9月	27	4,718	1,681	-	-
10月	27	3,564	1,569	-	-
11月	26	3,177	1,523	-	-
12月	23	2,577	1,278	-	-
1月	25	2,965	1,355	-	-
2月	24	3,522	1,405	-	-
3月	26	3,713	1,521	-	-
合計	265	36,041	14,333	14,565	402

※4月・5月は新型コロナウイルス感染拡大により休館

令和3年度海浜公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋内プール		屋外プール	
		利用者数	減免者数	利用者数	減免者数
4月	21	2,947	1,456	-	-
5月	17	2,537	1,223	-	-
6月	26	4,099	1,748	-	-
7月	31	4,997	1,951	10,076	32
8月	31	5,832	2,059	9,165	446
9月	27	5,184	2,488	-	-
10月	27	4,245	2,334	-	-
11月	25	3,414	1,990	-	-
12月	23	2,890	1,794	-	-
1月	24	3,173	1,831	-	-
2月	24	3,191	1,974	-	-
3月	28	3,736	2,015	-	-
合計	304	46,245	22,863	19,241	478

令和4年度海浜公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋内プール		屋外プール	
		利用者数	減免者数	利用者数	減免者数
4月	26	3,822	1,899	-	-
5月	26	4,935	2,020	-	-
6月	26	5,476	1,885	-	-
7月	31	5,540	1,934	11,611	364
8月	31	4,742	1,790	9,369	335
9月	27	5,055	2,006	-	-
10月	27	4,330	1,989	-	-
11月	26	3,620	1,897	-	-
12月	22	2,590	1,680	-	-
1月	24	3,274	1,636	-	-
2月	24	3,270	1,780	-	-
3月	28	3,833	1,963	-	-
合計	318	50,487	22,379	20,980	699

令和元年度朝日ヶ丘公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋外プール	
		利用者数	減免者数
4月	-	-	-
5月	-	-	-
6月	1	1,152	1,152
7月	31	7,540	3,999
8月	30	11,251	4,379
9月	1	138	0
10月	-	-	-
11月	-	-	-
12月	-	-	-
1月	-	-	-
2月	-	-	-
3月	-	-	-
合計	63	20,081	9,530

令和2年度朝日ヶ丘公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋外プール	
		利用者数	減免者数
4月	-	-	-
5月	-	-	-
6月	-	-	-
7月	31	2,241	74
8月	31	10,073	1,188
9月	-	-	-
10月	-	-	-
11月	-	-	-
12月	-	-	-
1月	-	-	-
2月	-	-	-
3月	-	-	-
合計	62	12,314	1,262

令和3年度朝日ヶ丘公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋外プール	
		利用者数	減免者数
4月	-	-	-
5月	-	-	-
6月	-	-	-
7月	31	7,659	1,173
8月	31	9,497	2,847
9月	-	-	-
10月	-	-	-
11月	-	-	-
12月	-	-	-
1月	-	-	-
2月	-	-	-
3月	-	-	-
合計	62	17,156	4,020

令和4年度朝日ヶ丘公園有料公園施設管理状況

(単位：人)

	開館日数	屋外プール	
		利用者数	減免者数
4月	-	-	-
5月	-	-	-
6月	-	582	582
7月	31	10,475	2,217
8月	30	13,017	4,938
9月	-	-	-
10月	-	-	-
11月	-	-	-
12月	-	-	-
1月	-	-	-
2月	-	-	-
3月	-	-	-
合計	61	24,074	7,737

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

6 指定管理者が行う管理運営業務

(1) 施設利用の許可等

ア 施設の入館許可等

指定管理者は、施設の利用の許可権を有し、施設の目的に沿った利用を利用者に確認するとともに、利用基準に基づいて利用の公平と平等を確保するものとする。

イ 利用の受付及び利用の許可等

海浜公園有料公園施設の屋内プール、屋外プール、駐車場及び朝日ヶ丘公園有料公園施設の屋外プールの利用許可については、都市公園条例、同施行規則及び朝日ヶ丘公園水泳プール及び海浜公園水泳プールの管理運営に関する要綱のとおり取り扱うものとする。

(ア) 受付業務

- a 都市公園条例施行規則第7条第1項、第2項並びに第9条第1項に基づき受付業務を行うこと。
- b 利用に関して問い合わせを受けた場合は、利用時間、利用料金、利用に関する注意事項等を併せて説明すること。
- c 都市公園条例第9条の4（使用許可の制限）等、また、その旨を説明すること。
- d 施設の運用状況に変更がある場合は、別途指示する。

(イ) 雨天等、天候が不良な場合は、指定管理者が施設利用の可否を判断すること。

ウ 利用料金徴収業務

- (ア) 徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (イ) 利用料金徴収時に使用者に領収書を交付すること。
- (ウ) 帳簿を用いて利用料金収入を整理すること。

エ 利用料金の減免

都市公園条例施行規則第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することがある。詳しくは都市公園条例及び朝日ヶ丘公園水泳プール及び海浜公園水泳プールの管理運営に関する要綱を参照のこと。

※令和6年度以降も利用料金の減免の対象となる団体について

○朝日ヶ丘公園有料公園施設

①朝日ヶ丘小学校

「教育委員会が特に必要と認めたとき」に該当するため10割減免とする。

②特定非営利活動法人芦屋水練学校

「市が育成する公共的団体が設立目的遂行のための事業又は行事を行うとき」に該当するため3割減免とする。

オ 入場制限

次のいずれかの一つに該当する場合は入場しようとするものを入場させず、また、入場者を退場させることができる。

- (ア) 泥酔者
- (イ) 感染症の疾患であると認められる者
- (ウ) 他人に危害を及ぼし又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携帯する者
- (エ) 他人に不快感を与える恐れのある者

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

- (ホ) この施設を使用することがその者にとって危険であると認められる場合
- カ 路上生活者に対する措置
 - 路上生活者が起居の場所として使用し、一般の施設利用者の適正な利用が妨げられている場合は市福祉部生活援護課と協力して必要な措置をとること。
- (2) 施設利用にあたってのサービス、指導等
 - ア サービスに関すること
 - (ア) 施設利用の案内業務（電話対応含む。）
 - (イ) 負傷者、急病人の対応
 - (ウ) 台風や大雨、大雪、震災等の自然災害時における避難誘導等の対応
 - (エ) 年少者、高齢者、障がいのある人等への配慮
 - (オ) その他敷地内施設における対応
 - イ 指導等に関すること
 - (ア) 利用者への使用上の注意を説明すること。
 - (イ) 付属設備、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと。
 - ウ トラブル対応に関すること
 - (ア) 重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること。
 - (イ) 盗難事故及び事件の防止措置をとること。
 - エ 拾得物・残置物の処理に関すること
 - (ア) 拾得物は拾得物の台帳を作成し、原則として所轄の警察署に届けること。
 - (イ) 施設内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断されるものについては処分すること。
 - (ウ) 廃棄したものかどうか疑わしい場合は 14 日間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後、所有者が不明の場合に処分すること。
- (3) 日常業務
 - ア 始業及び終了点検など、施設及び設備に係る日常の業務を行うこと。
 - イ 防犯上、終了時の施設は施設建物全体を確認すること。
 - ウ 利用者に対し、ごみ持ち帰りの周知徹底など、衛生環境の確保に努めること。
施設内で発生したごみは分別収集し、事業系ごみハンドブックを基に処理すること。
- (4) 組織体制及び人員配置等
 - ア 本業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
 - イ 施設の管理運営に必要な知識及び技能を有する者（プール衛生管理者・救急法救急員・水上安全法救助員などの法定資格者）を海浜公園有料公園施設に専任の総括責任者として常勤で1名配置すること。
 - ウ 施設の管理運営に必要な知識及び技能を有する者（プール施設管理士・救急法救急員・水上安全法救助員などの法定資格者）を海浜公園有料公園施設に専任の副責任者として常勤で

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

4名配置すること。ただし、内2名については7～8月の間は朝日ヶ丘公園有料公園施設の専任の副責任者とする。

エ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配置するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。

オ 職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、必要な知識と技能の習得に努めること。

(5) 駐車場に関すること

ア 指定管理者として運営する期間は、海浜公園有料公園施設駐車場については、都市公園条例の当施設附帯駐車場の通年24時間運用化及び料金体系に基づいて運営すること。ただし、料金については、指定管理者の創意工夫により、条例及び施行規則で定める料金を上限として、新たな料金の設定なども提案できるものとする。

イ 駐車料金の円滑な徴収のため、機器を使用する場合は精算機のつり銭管理を適正に行うこと。また、機器の故障やトラブル等については、問題発生から30分以内に現場に到着し、対応すること。

ウ 海浜公園有料公園施設駐車場内に、指定管理者が通勤用の自動車駐車を設ける場合には、目的外使用許可を得て行うものとし、使用料を市へ納付すること。

エ 公用車については、無料パスカードを発行すること。

オ 海浜公園有料公園施設駐車場については、24時間365日トラブル等について対応可能な体制にすること。

(6) その他施設の管理に関すること

ア 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。

イ 消耗機材等の購入、各種契約、光熱水費・通信運搬費・テレビ受信料等の支払いなどすべての事務を行うこと。管理運営上必要となる光熱水費等は原則指定管理者の負担となる。

ウ 「Ashiya Free Wi-Fi」の管理運営は、原則市が行う。

エ 施設の管理に当たっては、省エネルギー、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境に配慮した効率的・効果的な運営を行うこと。また、芦屋市環境計画等に基づき、市が施設のエネルギー使用量等の情報を求めるときは協力すること。

オ 施設の敷地内に、指定管理者が通勤用の自動車駐車を設ける場合には、目的外使用許可を得て行うものとし、使用料を市へ納付すること。

カ 指定管理者としての業務に関する経理は、団体等の通常の経理に使用する口座とは別に専用口座を設け、管理すること。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分すること。

キ 防火管理者の選任が必要な場合は、指定管理者の従事者の中から防火管理者を選任し、消防計画を所管消防署に提出すること。

7 維持管理

利用者が安心して施設を利用でき、快適かつ楽しく利用できるように常にこれらを適正な状態

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

を維持すること。

施設の安全管理を行うにあたり、指定管理者は、適切な方法で施設の点検を実施し、「芦屋市公共施設維持管理マニュアル」を基に、点検の記録及び対応チェックリストを作成し、市に報告すること。また、問題があれば迅速かつ的確に処理し、市に報告すること。（下記が例示項目）

対象設備・項目	想定事故	管理内容・実施頻度
プール濾過機	水のごり・機器不良	点検（年4回）
給水施設	漏水・機器不良	点検（年1回）
給湯設備	機器不良	点検（年1回）
電気設備	漏電・機器不良	点検（年3回）
ガス設備	ガス漏れ・機器不良	点検（年1回）
空調設備	機器不良	点検（年3回）
昇降機	機器不良	点検（年1回）
自動ドア	機器不良	点検（年3回）
放送設備	機器不良	点検（年1回）
通信設備	機器不良	点検（年1回）
消防用設備	機器不良	点検（年2回）
その他必要に応じ設備機器		随時

(1) 修繕について

施設及び設備に危険箇所・破損箇所等がないか、定期的に点検すること。不具合を発見した場合は、直ちに市へ報告するとともに、利用を一時停止又は応急処置をする等、劣化や損傷部分、性能又は機能を実用上支障のない状態まで回復させる修繕・改善の措置をとること。

なお、修繕費が1件あたり30万円（消費税等を含む。）以上の修繕は市と協議を行うものとする。30万円（消費税等を含む。）未満の修繕は指定管理者が負担する。

また、指定管理者は、巡回点検等による建物の不具合箇所の状況の度合いを適切に記録しておくとともに、市担当者等が次年度以降の修繕等に係る予算要求を行なう際には協力すること。

(2) プール施設

ア 日常的に開場前に行う業務として、本体及び付帯施設の点検及び清掃を行うこと。

イ 随時行う業務として、除草、散水、道具の手入れ等を行うこと。

(3) 駐車場

日常的に行う業務として、車止め等施設の点検を行い、良好な状態を保つこと。

また、利用者が多数訪れる時期は、周辺道路に違法駐車が発生し易く、近隣住民だけでなく他の利用者への迷惑となるので、駐車場への利用を促すような対策を講じること。

(4) 管理棟

ごみやほこり、汚れ等が無く、消耗品も欠落しないように常に施設を清潔かつ正常に維持すること。

また、施設ごとの状況により日常清掃（毎日）と床ワックスがけ等の定期清掃（年1回）を適宜組み合わせ実施すること。

施設内のトイレについては、便器、洗面所等の洗浄、汚物類の収集処理、床面拭き掃き、壁

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

面及び鏡面の雑巾がけ、トイレットペーパー及び洗剤の補充等、利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。

(5) 倉庫

ア 適宜、資材・機材の整理整頓を行うこと。

イ 機材の使用後は洗浄清掃を行うとともに定期的に注油、オイル交換等のメンテナンス整備を行うこと。

ウ 燃料等の使用状況を常に把握し、適正に管理・補充すること。

エ 海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設利用者が不用意に立ち入らないよう門扉は常時閉とする。

(6) 簡易専用水道設備（受水槽）

水道法に基づく法定検査を毎年1回、定期的に受けるとともに、水道法施行規則（管理基準）に基づき、1年以内ごとに1回、定期的に貯水槽の清掃を行うなど、適正な管理を行うこと。

また、水道法の規制対象外である小規模貯水槽に該当する場合も、芦屋市水道事業給水条例に基づき、簡易専用水道に準じた適切な管理を行うこと。

(7) 屋外施設

屋外施設については次の業務を行うこと。

ア 落葉時期は舗装路や施設周辺を中心に日常的に清掃を行うこと。

イ 日常的に施設内の巡視点検、清掃（ごみ拾い等）を行うこと。

ウ 植込み地等の除草を年2回以上行うこと。

エ 低木の刈込みを適時行うこと。（年2回以上）

オ 植栽地における病害虫の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。業務計画書に散布時期、使用薬品、散布方法を記載し、市の承諾を得ること。薬品の選定、散布方法等については関係法令を遵守し適切な計画を立てること。また、散布の際は付近に利用者がいないか等の安全確認に留意すること。

雨天を避けるなど効果的な噴霧方法をとること。（サクラ：1回／年、その他：病害虫発生時）

カ 枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること。

キ 照明灯の不点、電気機械施設の故障は速やかに修繕すること。

ク 各種サイン、案内板などについては、表面の汚れをふき取るなどの清掃を月1回行うこと。

ケ 施設内のトイレの便器、洗面所等の洗浄、汚物類の収集処理、床面拭き掃き、壁面及び鏡面の雑巾がけ、トイレットペーパー及び洗剤の補充等、利用者が快適に利用できるよう、適切に行うこと。

コ ベンチ、テーブル、手すりの清掃については、ふき掃除を月1回行い、利用に支障をきたすような汚れがある場合は、その都度清掃を行うものとする。

サ 施設内、駐車場内の落ち葉、ごみ等の清掃は月1回とするが、日常の巡回の際にも、ごみを認めた場合は、回収すること。

(8) 備品

ア 備品の点検を定期的（2回／年）に行い、良好な状態を保つこと。

また、不具合が生じた場合は、随時補修すること。什器・備品等の修繕費については指定管理者の負担とする。

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

イ 貸与備品が経年劣化や破損等に伴い買い換え等の措置が必要となったときは、市に備品の状態等について報告し、消費税等を含み10万円未満の備品については、指定管理者が購入・負担することとする。10万円以上の備品については市が購入し、指定管理者に貸与する。

なお、10万円以上の備品が必要となった場合は、あらかじめ市と協議し、市が必要と認めた場合に限り購入することができる。

(椅子などをまとめて購入しようとしたときに10万円を超える場合については、あらかじめ市と協議をするものとする。)

ウ 備品の購入及び廃棄等の異動が生じた場合は、市に報告の上、備品管理簿に記載すること。

エ 利用料金等の範囲内で購入した備品は、原則市に帰属すべきものとし、市に報告すること。

オ 自己の所有する備品を持ち込み、又は購入した場合は、持込備品管理簿に記載すること。

カ 指定期間の満了又は指定の取消しにより管理を終了したときは、持ち込んだ備品を直ちに自己の負担において撤去すること。

ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

キ 備品台帳及び持込備品管理簿と備品を整理照合し、年1回市に報告すること。

(9) 巡視・点検

原則として毎日随時行うものとする。常駐者を配置し、目視及び点検により、設備等の安全確認を行うこと。

(10) 指定管理者の標記

維持管理業務の遂行に関して団体名を表示する場合は、「施設名（指定管理者：〇〇〇〇）」と標記すること。施設等が指定管理者により管理・運営されていることを利用者に周知するため、施設内や案内やパンフレット等に指定管理者名等を次のように表示すること。

	市指定の事業	自主事業
事業に係る 広報等の標記 【*主催等の標記が 必要な場合】	海浜公園有料公園施設等 (指定管理者：〇〇〇〇) 【*主催：芦屋市又は海浜公園有 料公園施設等】	海浜公園有料公園施設等 (指定管理者：〇〇〇〇) 【*主催：海浜公園有料公園施設 等、〇〇〇〇】 【芦屋市名は不可】

*標記例

芦屋市が設置した海浜公園有料公園施設等は、指定管理者である〇〇〇〇が管理運営を行っています。
連絡先 海浜公園有料公園施設等（指定管理者：〇〇〇〇）
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

8 指定管理者が行う事業等

指定管理者は、都市公園条例第15条に規定する事業を企画し実施することとする。

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

- (1) 海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設に関する情報の収集及び提供に関すること
 - ア 情報コーナーの管理・活用
 - イ 海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設パンフレット等の作成・配布
 - ウ 海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設ホームページの作成及び運営
- (2) 海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設に関する相談に関すること
窓口での対面相談、電話相談、インターネットメールによる相談などの方法によるものとする。
- (3) 企業、行政、大学及びNPO 団体等と協働して、企業の社会貢献活動やNPO との協働事業の推進を図ることを目的とした事業を実施すること。(年1回以上)
- (4) 施設の提供に関すること
指定管理者は、利用者本位の運営を行い、親切丁寧な対応を心がけ、常にサービスの向上に努め、利用人数・利用件数の増加に努めること。
- (5) B&G 財団に関すること
 - ア B&G 芦屋海洋センター施設等無償譲渡契約書の譲渡条件を必ず履行すること。
 - イ B&G 財団に関する庶務を行うこと。
 - ウ 海浜公園有料公園施設の総括責任者及び副責任者は、B&G 海洋性レクリエーション指導員の資格であるセンター・インストラクターの資格を所持していること。
ただし、応募時点で資格を有していない場合は、令和9年3月31日までに総括責任者及び副責任者が資格を取得することとする。
 - エ 海浜公園有料公園施設の営業時間中は必ず1名以上のセンター・インストラクターを常駐させること。
 - オ センター・インストラクター養成研修の参加費及び交通費を負担すること。
 - カ センター・インストラクターは、B&G 全国指導者会及びB&G 指導員研修会に必ず参加すること。
 - キ B&G 全国指導者会及びB&G 指導員研修会の参加費及び交通費を負担すること。
 - ク 総括責任者は、B&G 全国教育長会議・B&G 全国サミット・B&G 兵庫県地域海洋センター連絡協議会及びB&G 近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会の総会及び担当者連絡協議会に必ず参加すること。
 - ケ B&G 全国教育長会議・B&G 全国サミット・B&G 兵庫県地域海洋センター連絡協議会及びB&G 近畿ブロック地域海洋センター連絡協議会の総会及び担当者連絡協議会の参加費及び交通費を負担すること。
 - コ B&G 財団から指示がある事業については必ず実施をすること。
- (6) 朝日ヶ丘小学校に関すること
 - ア 朝日ヶ丘小学校から体育の授業を実施するため、朝日ヶ丘公園有料公園施設の専用使用の申請があった場合は、優先的に使用を許可するものとする。
※体育の授業での使用実績
令和4年度 令和4年6月20日～令和4年7月15日
 - イ 朝日ヶ丘小学校が6月に朝日ヶ丘公園有料公園施設を利用する場合には供用日時外

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

であるため、指定管理者が教育委員会に対して供用日時変更申請書を提出し、供用日時を変更したうえで対応するものとする。

ウ 朝日ヶ丘小学校が朝日ヶ丘公園有料公園施設を専用使用する場合は、人員の配置は必要ないものとする。

(7) 芦屋市スポーツ推進実施計画に基づいた事業の実施に関すること

4つの政策目標に対して、具体的な事業内容を事業計画書にて提案すること。

ア 「ライフステージに応じたスポーツの推進」事業

イ 「スポーツ文化の推進」事業

ウ 「ささえるスポーツの推進」事業

エ 「スポーツ団体、学校・大学、行政等における連携・協働の推進」事業

ただし、事業の実施にあたっては、現状の利用状況を踏まえて、既存の市民のスポーツ活動を阻害しない提案とすること。

9 自主事業等

(1) 自主事業に関すること

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ本来の業務の実施を妨げない範囲において、事前に事業計画を提出し、市の承認を得たうえで、管理者の責任にて自主事業を行う。なお、自主事業に要する経費は指定管理者の負担とし、事業で得た収入は指定管理者の収入とする。また、自主事業を実施するために必要な許可等の手続き及び関係機関との協議は、指定管理者が行うこと。

※前指定期間 平成31～5年度において、自主事業として実施しており、令和6年度以降も実施意向のある団体

・特定非営利活動法人芦屋水練学校

事業内容

①水練学校 7/20頃～8/25頃 平日 午前8:30～午前11:00

②泳力発表会 8/25頃 平日 午前8:30～午後6:00

(2) 物販事業等に関すること

指定管理者は、施設において、物販事業等を行う場合は、料金及び事業内容等について、事前に事業計画を提出し、市の承認を得ること。

なお、自動販売機、売店の設置等、目的外の使用をするときは、あらかじめ市に申請を行い、許可を受けること。また、指定場所のみとし、別途、市に使用料を支払うこと。

1.1 指定管理者と芦屋市の責任分担

指定期間内における責任分担については下表を基本として対応するものとする。

項目	指定管理者	芦屋市
運営の基本的考え方	◎	○ 条例・規則事項

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

広報	◎	○ 市広報関係
施設の管理運営	◎	
管理棟、倉庫等の物品管理	◎	
海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設の法的管理（占用・行為許可）	○ 書類受付・交付事務に限る	◎
苦情対応	◎	○ 管理運営に係る事項以外 市政への意見等
事故対応	◎	
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
不可抗力に伴う減収及び経費	◎ 事業履行不能による減収 及び不可抗力事由に伴う 右記以外の経費	○ 施設設備等の修復のため の経費
1件30万円（税込）未満の修繕	◎	
1件30万円（税込）以上の修繕・改修		◎
賠償責任（指定管理者に帰責事由がある場合）	◎	
賠償責任（市に帰責事由がある場合）		◎
金利変動に伴う経費の増	◎	
物価変動に伴う経費の増	◎	
施設の管理運営に影響を及ぼす税制・法令等の変更		◎

※表中「◎」は主たる責任分担を示し、「○」は説明書き部分について責任を負うこととする。なお、本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、協議事項とする。

(1) 災害発生時

災害時には、災害対策の用途に使用する用地を提供（一時利用）すること。

また、災害発生の状況により、適切に対応できるよう指定管理者は適切な体制を整備すること。（別途防災協定を協議の上締結していただきます。）

(2) 損害賠償・損害保険

指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償すること。

施設において、事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告すること。

また、事故が発生した場合は、被害者の救済、保護などの応急措置を講じる他、状況に応じ

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設業務仕様書抜粋

て関係機関に連絡を取り対処し、重大な事故については、直ちに書面で市に報告しその指示に従うこと。

指定管理者は、管理上の瑕疵による事故に対応するため、下記の保険に加入すること。

ア 施設賠償責任保険

イ 第三者賠償保険

(3) 不可抗力による休業補償

市は、指定管理者に対して不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの）による休業補償は行わない。

(4) 運営リスク

市は、施設及び機器の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等事故による臨時休業等に伴う補償は行わない。

(5) 消費税及び地方消費税の税率変更に係る見直し

消費税及び地方税にかかる税率の変更に伴い、市が条例で定める使用料を変更した場合、指定管理者は変更後の額を基に利用料金等を定めるものとする。

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設

指定管理者応募法人概要

申請法人 1	株式会社エヌ・エス・アイ
代表者	代表取締役 石川 端
住所	大阪市北区梅田一丁目 11 番 4 - 2 1 0 0 号
役員数	6 名
従業員数	9 1 0 名

申請法人 2	セントラルスポーツ株式会社
代表者	代表取締役 後藤 聖治
住所	東京都中央区新川一丁目 2 1 番 2 号
役員数	8 名
従業員数	3, 2 5 8 名

申請法人 3	株式会社 linkworks
代表者	代表取締役 廣瀬 琢也
住所	神戸市中央区京町 7 9 日本ビルヂング 7 0 4
役員数	5 名
従業員数	5 5 0 名

審査要領

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設 指定管理者候補者選定審査要領

1 選定基準等

(1) 選定基準及び配点

別紙「海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準」のとおり。

(2) 配点の考え方

ア 審査項目の1管理運営に当たっての基本方針の細目(1)管理運営を行うに当たっての基本方針については、海浜公園有料公園施設、朝日ヶ丘公園有料公園施設の管理運営を行うに当たって収支計画を除き最も重視すべきところであり40点を配点する。

イ ア及び収支計画を除く各細目ごとに10点を配点するので、①管理運営に当たっての基本方針40点、②管理体制20点、③施設の維持管理20点、④有料施設の管理運営20点及び⑤運営の取組60点とする。

ウ 収支計画については、芦屋市の財政状況を踏まえたこと及び予定価格を設定したことから100点を配点する。細目を提案に工夫が見られるか及び積算が明確になっているか、また、適正な人件費及び損害保険加入になっているか、適正な指定管理料になっているかに5分し各20点とする。

2 選考基準の根拠

芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

施設の安全対策等から鑑みて、公の施設の管理者としての最低条件として、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とする。

ア 提案した額が予定価格を超える法人等

イ 経営状態について懸念のある法人等

ウ 管理運営について懸念のある法人等

※ 「経営状態、管理運営について懸念のある法人等の定義」

経営状態は、決算書の数値に明らかな問題がないかを審査する。

例えば、債務超過、継続的な赤字及び資金収支がマイナスになっていないかといった点。

管理運営は、沿革・役員構成・組織図・業務分担等に明らかな問題がないかを審査する。

例えば、役員が頻繁に交替している、共同事業体内の役割分担に無理がないかといった点。

なお、指定管理者の選定においては、基本的に第二次選考まで進むことを想定しているため、第1次選考で除外する法人等については、経営状態や管理運営について、書類審査段階で明らかに懸念がある者を想定している。

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に書類及び面接による審査を行い、その後、海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準に基づいて指定管理者候補者を選定する。

選定結果は理由も明示する。また、基準点を満たした上で次点候補者を選定する。

4 採点の方法

(1) 選定・評価委員5人の審査点数の合計によるものとする。

候補者選定の要件として、選定基準の「1管理運営に当たっての基本方針、2管理体制、3施設の維持管理、4有料施設の管理運営、5運営の取組、6収支計画」の審査項目ごとに100分の50以上かつ採点合計が総配点の100分の70以上を満たすこととし、これを

審査要領

下回った候補者は選定しないものとする。

同点の場合については、当該応募団体の最高点と最低点を除いた合計点数により指定管理者候補者を選定する。

(2) 別紙「海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準」に基づき審査する。

5 評点について

- (1) 審査項目1細目(1)及び審査項目6細目(1)～(5)については、20点満点とする。合格点の目安を14点とし、採点を行うものとする。指定管理者に求めるサービスの内容や指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理のみか、事業の実施まで含むものか）等を踏まえ、適宜、加重配点を設定するものとする。
- (2) (1)以外の細目については、10点満点とする。合格点の目安を7点とし、採点を行うものとする。指定管理者に求めるサービスの内容や指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理のみか、事業の実施まで含むものか）等を踏まえ、適宜、加重配点を設定するものとする。

(指標)

評価	配点 20 点の細目	配点 10 点の細目
非常に優れている	20	10
	19	
優れている	18	9
	17	
やや優れている	16	8
	15	
問題はない	14	7
	13	
やや問題がある	12	6
	11	
	10	5
	9	
問題がある	8	4
	7	
	6	3
	5	
非常に問題がある	4	2
	3	
	2	1
	1	
審査基準に示した内容に対して 該当する提案等がない	0	0

選定基準

海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準

審査項目及び審査基準	配点ウエイト	採点
1 管理運営に当たっての基本方針	40点	
(1) 管理運営を行うに当たっての基本方針について ・設置目的、特徴に合致した目標設定がされているか	(20点)	
(2) 団体の理念及び運営方針について ・管理運営にふさわしい理念及び運営方針を持っているか	(10点)	
(3) 団体の業務遂行能力について ・業務を遂行できる安定的な財政基盤を有しているか ・業務を遂行できる適正な団体構成となっているか	(10点)	
2 管理体制	20点	
(1) 管理体制について ・管理責任者及び管理体制について実行可能な提案がされているか ・従業員は適正に配置されているか ・人材育成についての考え方が示されているか	(10点)	
(2) 緊急時の対応について ・事故発生時の対応が十分であるか ・災害発生時の対応が十分であるか	(10点)	
3 施設の維持管理	20点	
(1) 施設管理の基本事項について ・管理の基本的な考え方が明確に示されているか	(10点)	
(2) 施設の安全対策について ・施設の安全対策が具体的に示されているか ・施設内の安全な管理方法が具体的に示されているか	(10点)	
4 有料施設の管理運営	20点	
(1) 有料施設の管理運営について ・施設管理の基本的な考え方が明確に示されているか ・施設の運営の考え方が明確に示されているか	(10点)	
(2) 個人情報保護の措置について ・個人情報の保護について、十分な措置を講じているか	(10点)	

選定基準

5 運営の取組	60点	
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について <ul style="list-style-type: none"> ・管理の質及び利用者サービスの向上について具体的な提案がなされているか ・利用者対応（接遇対応）の向上のための措置を講じているか ・自己評価についてどのように取り組んでいるか ・利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決裁を導入するか 	(10点)	
(2) 不法行為等への取組について <ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車、犬の放し飼い等への具体的な対策が提案されているか 	(10点)	
(3) 市民参加及び市民協働への取組について <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加促進、市民協働の具体的な取組が提案されているか 	(10点)	
(4) スポーツ推進実施計画への取組について <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進実施計画に基づいた具体的な取組が提案されているか 	(10点)	
(5) B & G財団への取組について <ul style="list-style-type: none"> ・B & G財団への取組内容が具体的に示されているか 	(10点)	
(6) 自主事業への取組について <ul style="list-style-type: none"> ・自主事業について具体的かつ実現可能性が高く、また市民サービス向上に寄与するものか ・独創性の高い提案がされているか 	(10点)	
6 収支計画	100点	
※提案額が予定価格を上回る場合は失格		
(1) 収支計画の提案に工夫が見られるか	(20点)	
(2) 収支計画の積算の根拠が明確になっているか	(20点)	
(3) 適正な人件費になっているか	(20点)	
(4) 適正な損害保険加入になっているか	(20点)	
(5) 適正な指定管理料等になっているか	(20点)	
合計点数	260点	

海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設指定管理者候補者選定 審査採点表

審査項目及び審査基準	配点	基準点	株式会社エヌ・エス・アイ							セントラルスポーツ株式会社							株式会社 linkworks						
			A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック	A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック	A	B	C	D	E	小計	基準点 チェック
1 管理運営に当たっての基本方針	40	100	34	34	32	30	32	162	○	39	35	35	37	36	182	○	30	30	28	26	35	149	○
(1) 管理運営に当たっての基本方針について	20		16	18	16	15	17			20	18	18	18	19			16	16	14	13	19		
(2) 団体の理念及び運営方針について	10		10	8	8	8	8			10	9	8	9	8			8	8	8	7	8		
(3) 団体の業務遂行能力について	10		8	8	8	7	7			9	8	9	10	9			6	6	6	6	8		
2 管理体制	20	50	16	16	15	17	14	78	○	18	16	17	17	17	85	○	14	15	14	14	17	74	○
(1) 管理体制について	10		8	8	7	8	7			10	8	9	9	8			7	7	7	7	9		
(2) 緊急時の対応について	10		8	8	8	9	7			8	8	8	8	9			7	8	7	7	8		
3 施設の維持管理	20	50	19	16	15	15	15	80	○	18	17	16	17	19	87	○	17	15	14	14	17	77	○
(1) 施設管理の基本事項について	10		10	8	8	8	8			10	8	8	9	10			8	7	7	7	9		
(2) 施設の安全対策について	10		9	8	7	7	7			8	9	8	8	9			9	8	7	7	8		
4 有料施設の管理運営	20	50	18	16	16	15	17	82	○	18	16	17	17	20	88	○	17	14	14	15	18	78	○
(1) 有料公園施設の運営について	10		9	8	8	7	8			9	8	9	9	10			8	7	7	7	9		
(2) 個人情報保護の措置について	10		9	8	8	8	9			9	8	8	8	10			9	7	7	8	9		
5 運営の取組	60	150	55	49	42	50	47	243	○	51	51	50	50	54	256	○	40	36	40	44	50	210	○
(1) 管理の質及び利用者サービスの向上の取組について	10		9	8	7	9	8			9	8	8	10	10			7	7	7	7	8		
(2) 不法行為等への取組について	10		9	7	7	8	7			8	8	9	7	9			7	7	7	8	8		
(3) 市民参加及び市民協働への取組について	10		8	8	7	9	7			9	8	8	9	9			7	6	7	7	8		
(4) スポーツ推進実施計画への取組について	10		10	8	7	8	8			7	8	8	7	9			9	6	7	7	9		
(5) B & G財団への取組について	10		10	10	7	7	8			9	10	9	8	8			4	5	5	7	8		
(6) 自主事業への取組について	10		9	8	7	9	9			9	9	8	9	9			6	5	7	8	9		
6 収支計画	100	250	84	86	82	84	83	419	○	82	86	80	87	80	415	○	74	90	78	76	80	398	○
(1) 収支計画の提案に工夫が見られるか	20		14	15	16	14	15			14	17	16	18	16			12	17	14	13	15		
(2) 収支計画の積算の根拠が明確になっているか	20		16	15	16	13	16			16	18	16	19	16			12	17	14	13	15		
(3) 適正な人件費になっているか	20		14	18	14	18	16			16	17	16	18	16			12	18	14	12	15		
(4) 適正な損害保険加入になっているか	20		20	18	16	19	16			20	18	16	16	16			18	18	16	18	15		
(5) 適正な指定管理料になっているか	20		20	20	20	20	20			16	16	16	16	16			20	20	20	20	20		
合計点数	260		226	217	202	211	208	1,064		226	221	215	225	226	1,113		192	200	188	189	217	986	
総合計点数	1,300	910	1,064						○	1,113						○	986						○

令和5年7月24日

芦屋市長 高島 峻輔 様

芦屋市指定管理者選定・評価委員会
委員長 倉本 宜史

海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者の選定について（報告）

標記のことについて厳正に審査した結果、別紙のとおり選定したので報告します。

海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者の選定について

芦屋市指定管理者選定・評価委員会において審査した結果、下記のとおり選定する。

令和5年7月24日

委員長	<u>倉本 宜史</u>
副委員長	<u>和田 由佳子</u>
委員	<u>豊田 孝二</u>
委員	<u>藤川 千代</u>
委員	<u>山平 蓮三</u>

記

1 件名 海浜公園有料公園施設等指定管理者の候補者

2 候補者名

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 所在地 | <u>東京都中央区新川1丁目21番2号</u> |
| (2) 法人名 | <u>セントラルスポーツ株式会社</u> |
| (3) 代表者名 | <u>代表取締役 後藤聖治</u> |

3 選定理由

海浜公園有料公園施設等指定管理者候補者選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書、管理運営経費見積書及び決算報告書等の書類審査並びに面接審査を行い、採点を行った結果、応募者中最高点の1,113点(1,300点満点)の評価が得られたため。

なお、株式会社エヌ・エス・アイは基準点を満たしており次点候補者とする。